

各事業年度終了時における業務実績に関する評価等について

地方独立行政法人法（以下「法」という。）及び公立大学法人富山県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（以下「規則」という。）の規定により、公立大学法人富山県立大学（以下「法人」という。）は、各事業年度終了時において、以下の事項の報告等が義務付けられており、これらについては評価委員会の評価を受け、又は意見を聴取することとされている。

1 業務実績に関する評価について

- ・法人は、評価委員会へ業務実績報告書を提出する。（規則第 6 条）
- ・評価委員会は、当該業務実績報告書等をもとに、業務の実績について評価を行う。（法第 28 条第 2 項）
⇒評価にあたっては、「評価の基本方針(案)」（資料 3）及び「年度評価実施要領(案)」（資料 4）をもとに行うものとする。
- ・評価委員会は、評価結果について、法人に通知するとともに知事に報告し、公表する。（法第 28 条第 3 項及び第 4 項）
- ・知事は、報告を受けた評価結果について、議会に報告する。（法第 28 条第 5 項）

2 財務諸表等の提出について

- ・法人は、財務諸表等を知事に提出し、承認を受ける。（法第 34 条第 1 項）
- ・知事は、承認に際しては、あらかじめ評価委員会の意見を聞く。（法第 34 条第 3 項）

3 剰余金の使途について

- ・法人は、剰余金があるときは、知事の承認を受けて、中期計画において定めた剰余金の使途（＝教育研究の質の向上及び組織運営の改善）に充てる。（法第 40 条第 3 項）
- ・知事は、承認に際しては、あらかじめ評価委員会の意見を聞く。（法第 40 条第 5 項）